

【鳥取県より】**新型コロナ安心対策認証店の皆様の事業継続・活動再開を応援します！**

コロナ禍再生応援金

コロナ禍で長期に経営上の影響を受けている **新型コロナ安心対策認証店**を取得した県内事業者の皆様に対し、感染対策の徹底を図りつつ、**コロナ禍からの回復を見据えた事業継続や事業の本格再開・再生を応援するため、第7弾となる新たな応援金を支給します。** ※ その他の国、県、市町村の給付金等とも併給可能。

【申請期間】令和4年1月5日(水)～5月27日(金)

支給額

法人

20万円

個人事業主

10万円

さらに、認証店を複数有する場合、**2店舗目以降、10万円×認証店舗数を加算**



対象者

新型コロナ安心対策認証店として登録されている**事業者** ※業種は限定しません。

- ✓ 認証済のほか、**認証申請中の場合も**、応援金申請を受け付けます。(認証後に支給)
- ✓ 個人事業主を含みます。法人種別や売上規模に関わらず、幅広く対象となります。

※認証店制度についてはこちら(県生活環境部くらしの安心推進課ホームページ)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1214173.htm>



要件

- ◆ コロナ禍の影響で、**令和2年11月～令和4年3月**の間の任意の**連続する12か月**の売上額が、前年又は前々年対比で、**20%以上減少**
- ◆ **雇用維持の意思**(従業員がいない場合も対象)
- ◆ **感染対策徹底**及び**コロナ禍からの回復を見据えた事業継続(本格事業再開)を目指していること**

※創業から24月未満の場合、売上比較にあたり特例が認められます。(裏面05参照) ※複数店舗の場合も1事業所(1事業者)とし1回限り申請可。

郵送、電子申請 又は ファクシミリ により、申請してください。

郵送

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁商工政策課 **コロナ禍再生応援金担当** 宛

FAX

0857-26-8114

電子申請

とっとり電子申請サービス
「**コロナ禍再生応援金支給申請書**」

↓詳しくはこちら(応援金専用ホームページ)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/301522.htm>

鳥取県コロナ禍再生応援金



お問合せ

<応援金に関すること> 鳥取県コロナ禍再生応援金コールセンター(県庁商工政策課内)
☎ **0857-26-7971** 開設時間 平日8:30～17:15
メール shoukou-ouenkin@pref.tottori.lg.jp

<認証店に関すること> 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課
☎ **0857-26-7284** 開設時間 平日8:30～17:15

